

平成27年10月14日

四国中央市長 篠原 実 様

四国中央市指定管理者選定評価委員会

委員長 倉澤 生 雄

指定管理者候補者選定に係る審査結果について

平成27年7月24日付、四企経第25号にて貴職から諮問のありました「四国中央市ケーブルネットワーク施設」の指定管理者候補者の選定について、当委員会で審議を進めた結果、別添のとおり答申します。

指定管理者候補者の選定に係る審議について（答申）

平成27年10月 日

四国中央市指定管理者選定評価委員会

1. 審議概要

■四国中央市指定管理者選定評価委員会の構成

指定管理者候補者の選定にあたり下記の委員により審議を行った。

役職名	氏名	備考
委員長	倉澤 生雄	松山大学法学部准教授
副委員長	梶原 英樹	公認会計士
委員	兼平 裕子	愛媛大学法文学部教授
委員	利藤 謙二	企画財務部長
委員	坂上 秀樹	総務部長

■対象施設

「ケーブルネットワーク施設」

■指定管理期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

■選考の方法

非公募により株式会社四国中央テレビを候補者として選考

■審査経過

第1回委員会：平成27年7月24日（金）本庁舎5階 第1委員会室

・担当課から対象施設の概要と提案の説明・質疑応答

第2回委員会：平成27年10月2日（金）本庁舎5階 第1委員会室

・株式会社四国中央テレビから事業計画などの説明・質疑応答、審査

2. 審査方法及び結果

株式会社四国中央テレビは四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に定める法人ではあるが、指定管理者の候補者として選定するにあたり、同条例第4条各号に定める次の審査基準に基づき審査を行った。

- ①住民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- ③公の施設の適切な維持管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

選定基準	審査項目	審査内容	評価
住民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	施設の設置目的を理解し、基本方針に反映されているか	2 3
		市が示した管理の基準と提案内容が合致しているか	2 3
	住民の平等な利用の確保	利用者の平等な利用が確保できる提案か	2 0
	利用者に対するサービスの向上	サービス向上のための適切な取組が提案されているか	2 4
利用者ニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる提案となっているか。トラブルや苦情処理への対応策が提案されているか		2 0	
公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用促進に向けた取組	広報計画の内容は適切か	2 1
		利用促進への取組内容の提案は適切か	2 2
		施設の設置目的に沿った目標設定にされているか。また、その目標を達成するために取組内容が適切か	2 2
公の施設の適切な維持管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること	施設の維持管理の内容及び手法	施設・設備の維持管理内容は適切かつ、効率的に行われているか	2 2
		建物内外の安全管理・安全対策は適切か	2 0
	施設の管理経費の縮減	利用者サービスを低下させずに経費縮減の提案は適切か	2 1
公の施設の管理を安定しておこなう物的能力及び人的能力を有するものであること	安定的な運営が可能となる財政基盤	申請者の財務状況は健全かつ安定したものであるか	2 0
		類似施設の運営実績はあるか。また、その実績はどうか	2 0
	収支計画の内容及び合理性	施設の収支計画と事業計画の整合がとれているか	2 1
	安定的な運営が可能となる人的能力	安定的な施設の管理運営を行うための組織体制や責任者の配置について考えられているか	2 2
従業員の採用及び確保の方策は適切か（特に地元雇用について計画されているか） 従業員の指導育成及び研修体制は十分か		2 1	
その他	法令等の遵守	個人情報保護、情報公開その他関係法令遵守のための計画及び体制は適切か	1 9
	ケーブルネットワーク事業の提案	地域のケーブルネットワークへの寄与が図られる提案か	2 2
	その他の提案・企画	自主事業は、観光施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか	2 1
	地域住民や関係団体との連携と効果的な管理運営	地域住民や関係団体等との連携や協働による事業展開などの提案がなされているか	2 1
合計			4 2 5

採点結果は500満点中425点で、6割の基準点を満たすとともに、当委員会で協議し、指定管理者の候補者として適当であると認めたことにより、株式会社四国中央テレビを指定管理者候補者として選定した。

3. 総評

四国中央市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の選考については、四国中央市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例、「公募によらない指定管理者の候補者の選定等」第5条第1項の規定に基づき、同1号に規定されている市が出資している法人である株式会社四国中央テレビを候補者として選定した。主な推薦理由としては、まず1点目に、地元企業が資本参加した地域密着型の第三セクターである四国中央テレビに運営を任せることで、より住民に密接な情報提供を行うことができること。2点目に四国中央テレビについては過去2期、10年に亘って指定管理者となった実績があり迅速な対応が可能である。また、松山市で実績のある愛媛CATVのバックアップがあり、ケーブルテレビの立ち上げ時から、現在の事業運営や調達のスケールメリットに至るまで、様々な支援やノウハウの提供が受けられるメリットがあることから推薦理由とした。

第1回委員会では、担当課から施設の概要と指定管理者の選考要項を説明した後、その内容について協議した。第2回委員会では、株式会社四国中央テレビから事業計画や収支計画等を説明した後に、公募の場合と同様に客観的な評価を心掛けて審査を行った。

最後に、本指定期間終了後に今回審査した内容が十分に実行され、所期の目的が達成されていることを願うとともに、各委員をはじめとした関係者のご協力に感謝したい。

平成27年10月14日

四国中央市指定管理者選定評価委員会

委員長 倉澤 生雄